

京浜急行電鉄株式会社  
「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

### 1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (1) 通常業務計画および要員計画

- ・政府行動計画の各発生段階における従業員の欠勤率を想定、各発生段階において実施する通常業務を整理、必要となる要員を確保して事業を継続する。
- ・新型インフルエンザ等流行による旅客数の推移、近郊各社局線の運行状況を鑑み、相互直通運転を行っている各社局と協議のうえ、運行を継続する。

#### (2) 感染対策の検討・実施

- ・発生段階別の新型インフルエンザ等対策業務を実施する。
- ・職場における感染対策を実施する。
- ・感染予防、拡散防止を目的とした品目を備蓄する。
- ・国等からの要請等に応じて、車内および各施設の放送設備、駅および車内の情報装置等を活用し、鉄道利用の抑制、その他必要な情報提供を利用者に対して行う。

### 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・危機管理委員会を設置し、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、本計画を含む諸施策を策定する。
- ・危機管理委員会は、新型インフルエンザ等に関する危機管理体制の構築、情報の集約、共有、活用、および発信を行う。

#### (2) 新型インフルエンザ等国内発生時の危機管理体制

当社の危機レベルに応じて、または国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、取締役社長または総務部担当取締役を本部長とする危機対策総本部を設置し対応する。

#### (3) 関係機関との連携等

新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで連携が必要となる関係機関と発生時における連携等について事前に協議を行う。

### 3. その他

#### (1) 教育・訓練

- ・従業員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策等の教育の実施に努める。
- ・国、地方公共団体が実施する訓練等へ積極的に参加し、当社の訓練等と有機的に連携するよう努める。

#### (2) 計画の見直し

- ・訓練等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、事業継続力の向上を図っていく。
- ・国や地方自治体等が提供する情報等を把握し、必要に応じて変更するものとする。

以上